

令和6年度 山陽小野田市公立大学法人評価委員会 会議スケジュール（予定）

第1回会議 令和6年8月5日 15:30～ ※ 90分程度を予定

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 令和5年度 業務実績報告書 第8期事業年度について
※ 「令和5年度 業務実績報告書 第8期事業年度」について、公立大学法人より説明を受けます。
- (2) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更に係る意見について
※ 市長は、中期目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見および公立大学法人の意見（意見に配慮しなければならない。）を聴かなければならない。
※ 変更内容 「2 教育研究組織」の「大学院研究科」の変更です。
※ 「大学院研究科」の変更内容について、教育研究組織の変更であること及び第2期中期計画の変更に関係することから公立大学法人からも説明を受けます。

第2回会議 令和6年 月 日 ※ 9月～10月上旬頃を予定

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 令和5年度に係る業務の実績に関する評価書の作成について
 - (a) 評価委員会は、業務の実績に関する評価の結果を公立大学法人に通知する。
 - (b) 評価委員会は、通知の事項を市長に報告するとともに公表する。
 - (c) 市長は、報告を受けた旨を議会に報告しなければならない。（令和6年12月市議会定例会に報告する予定です。）
- (2) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更に係る意見について
 - (a) 市長は、中期目標を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。（令和6年12月市議会定例会に議案を提出する予定です。）
 - (b) 議会の議決を経た後、市長は、中期目標（第2期）の変更について公立大学法人に指示するとともに、公表しなければならない。
 - (c) 指示を受けた公立大学法人は、変更された中期目標（第2期）を達成するための第2期中期計画の変更について、市長の認可を受けなければならない。

第3回会議 令和7年 月 日 ※ 2月～3月を予定

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学第2期中期計画の変更認可に係る意見について
 - (a) 市長は、公立大学法人から提出された第2期中期計画の変更について認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
 - (b) 公立大学法人は、市長の認可を受けたときは変更された第2期中期計画を公表しなければならない。

※ 上記の日程のほか、議事の進捗状況等、必要に応じて開催いたします。